

令和5年度 登録販売者生涯学習研修カリキュラム

季	時期	講座		内容
春季	4月 ～6月	A講座	第1講座	排尿障害
		B講座	第1講座	薬事関係法規・制度 医薬品の適正使用安全対策 リスク区分等の変更があった医薬品 ・フルチカゾンプロピオン酸エステル(点鼻薬)11月1日～
		B講座	第2講座	リスク区分等の変更があった医薬品 ・チェストベリー乾燥エキス(プレフェミン)4月3日～
夏季	7月 ～9月	A講座	第2講座	うおの目、たこ、いぼ
		A講座	第3講座	特別講座「人参製剤」
秋季	10月 ～12月	A講座	第4講座	疲れ目、目の乾き、痒み、結膜炎、ものもらい
		B講座	第1講座	薬事関係法規・制度 医薬品の適正使用安全対策(「全国統一薬事講習会」に位置づける)
		B講座	第2講座	登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等 ・医薬品の販売制度に関する検討会の委員を検討
冬季	1月 ～3月	A講座	第5講座	咳、痰、呼吸困難(熱を伴う場合には「風邪様症状」で)
		A講座	第6講座	生理痛がある

A 講 座 内 容

講 座	A 講座の内容と『今日のOTC薬 第5版』との対応
第1講座	『排尿障害』【関連チャート】:なし
	【解説】排尿障害改善薬 P512～518 【マトリックス】排尿障害改善薬P520～521 【便覧】排尿障害改善薬 P522～525
第2講座	『うおの目、たこ、いぼ』【関連チャート】:なし
	【解説】うおの目、たこ、いぼ用薬 P372～374 【マトリックス】うおの目、たこ、いぼ用薬P375 【便覧】うおの目、たこ、いぼ用薬P376～377
第3講座	【特別講座】「人参製剤」を検討中⇒ビデオを用意
	【解説 成分の作用と特徴】胃腸薬 P209、強心薬 P489、滋養強壮剤等 P553
第4講座	『疲れ目、目の乾き、痒み、結膜炎、ものもらい』 【関連チャート】眼科用薬:P96
	【解説】眼科用薬 P428～437 【マトリックス】眼科用薬 P102～103 【便覧】眼科用薬 P438～459
第5講座	『咳、痰、呼吸困難(熱を伴う場合には「風邪様症状」で)』【関連チャート】鎮咳去痰薬:P19～21、強心薬:P109～111
	【解説】鎮咳去痰薬 P182～189、強心薬:P486～491 【マトリックス】鎮咳去痰薬 P22～23、強心薬:P112 【便覧】鎮咳去痰薬 P190～203、強心薬:P492～493
第6講座	『生理痛がある』【関連チャート】「解熱鎮痛薬」:P7
	【解説】解熱痛薬 P122～135 【マトリックス】解熱痛薬P10～11 【便覧】解熱痛薬P136～145、漢方製剤 P602

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、A 講座内容を変更する場合があります。

第3次研修における「A講座」の特色とお願い

(一) 「A講座」の範囲

・次の分野が学習対象(ガイドライン・研修省令に示された学習内容)です。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用等

(二) 研修方針: 情報提供・相談対応等の実務上活かせる総合的学習を目指す。

・【A講座研修の基本方針】 登録販売者は、医薬品販売の専門家として、①科学的根拠に基づいた適正な情報提供・相談対応を行い、セルフメディケーションを適切に支援する役割、②一般用医薬品の適正販売等を確保するために重要な役割を果たすことが期待されています。登録販売者試験受験に際して、学習した知識(①～③)に加えて、最新の医薬関係情報を収集し続け、これを実務の中で活用する必要があります。A講座研修では、情報提供・相談対応等の実務上活かせる総合的学習を目指します。

・【学習の骨格】 次の過程を想定した総合的学習をします。

(第一過程) 購入者等の主訴や兆候を手掛かりとして^{*1}、

- i) 第2類医薬品または第3類医薬品の適用対象としてよい場合
- ii) 第1類医薬品の適用対象として薬剤師への相談を勧めるべき場合
- iii) 受診勧奨を行うべき場合
- iv) 生活上のアドバイスで足る場合等の振り分け^{*2}を行う過程

(第二過程) 第2類医薬品または第3類医薬品の適用対象としてよい場合にあっては、適用対象となりそうな医薬品の成分、使用上の注意に関わる諸情報(小児・高齢者・妊婦・授乳婦・既往歴・受診中の有無・併用薬の有無・生活習慣など、購入者等の背景事情情報)等の収集・相談対応過程

(第三過程) 医薬品選定へのアドバイス・使用上の注意についてサポートする過程

(第四過程) 養生法など、生活上の注意についてサポートをする過程

・【学習内容の確認】 受講後、「確認テスト」等で、学習内容の確かめを行います。

(三) 実り多い研鑽の機会を提供して頂くためのお願い

・登録販売者は情報提供・相談対応を、購入者等に対して分かりやすい言葉でお伝えする必要があります。また、受講者の中には、試験合格間もない方々・経験が乏しい方々もおいでになります。そこで、地方協会(生涯学習委員会)においては、講師に対し、分かりやすい例などを交え、理解しやすい講義を実施して頂けるよう、十分な事前の打ち合わせをお願い致します。

※1:「カウンセリング」: 購入者等の訴えや背景を聞き取り、問題解決のためにアドバイスをすること

※2:「登録販売者のトリアージ」: 登録販売者は、業務を行うにあたって上記 i)～iv)の振り分けを行うこと。「トリアージ」は、災害・事故等に際し、最も有効な救命作業を行うための振り分けを表す言葉として知られていますが、今日、「薬剤師のトリアージ」のように、医薬品販売の世界でも、具体的な振り分け業務を簡潔に表現する上の便宜もあって使用されるようになっていきます。

B 講 座 内 容

第 1 講座	【④薬事関係法規・制度、⑤医薬品の適正使用・安全対策、⑦店舗の管理及び区域の管理に関する事項】
	<ul style="list-style-type: none"> ・登録販売者の管理者要件の一部見直しと、それに伴う改正について地方行政担当者から ・フルチカゾンプロピオン酸エステル（点鼻薬）11月1日～（前倒し）
第 2 講座	【⑥リスク区分等の変更があった医薬品】
	<ul style="list-style-type: none"> ・チェストベリー乾燥エキス（プレフェミン）4月3日～
第 3 講座	【④薬事関係法規・制度、⑤医薬品の適正使用・安全対策、⑦店舗の管理及び区域の管理に関する事項】
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の薬事関係法令、通知等の内容の周知を目的にした講習： 「全国統一薬事講習会」と呼称。
第 4 講座	【⑧登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等】
	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の販売制度に関する検討会の委員を検討

第3次研修における「B講座」の特色とお願い

（一）「B講座」の範囲

・次の分野が学習対象(ガイドライン・研修省令に示された学習内容)です。

- ④ 薬事関係法規・制度
- ⑤ 医薬品の適正使用・安全対策
- ⑥ リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦ 店舗の管理及び区域の管理に関する事項(令和4年4月より研修省令で追加)
- ⑧ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

（二）お願い等：

- ・これらの分野では、体制省令で策定を求められている「一般用医薬品の適正販売等を確保するための指針および手順書」関係事項(「健康被害者救済制度」も含む)が重要です。生涯学習の機会に、都道府県の薬務行政のご担当者にも相談されるなどして、十分な研修機会の確保をお願いいたします。
- ・⑥リスク区分等の変更があった医薬品”に関する研修は、全員に対してタイムリーに周知することが望ましいので、使用上の注意等の内容も含め、B 講座の中で学習します。全薬協で製造販売業者・発売元制作のビデオを用意します。
- ・店舗販売業勤務の登録販売者に限らず、薬局などの登録販売者も研修に参加することを想定すると、講師への依頼に当たっては、一般用医薬品販売に関して業態ごとの異同や、管理者の場合とそうでない場合の違いを簡潔に整理してお話をいただくような工夫・配慮を合わせてお願いいたします。

（三）テキストについて:全薬協で用意します。

（四）B 講座は、各 0.5 単位で、1 単位の研修時間合計:3 時間(含:確認テストの実施時間)

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、B 講座内容を変更する場合があります。